

公益社団法人松戸市シルバー人材センター会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター定款第7条の規定に基づき会員の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員及び特別会員の会費は、年額2,400円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、別表に定める額とする。
- (3) 前各号の会費については、病気その他特別な事由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会員は、前条の会費を一括して、毎年4月末日までに納入するものとする。

ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1月以内に納入するものとする。

2 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は返却しないものとする。

(会員証の発行)

第4条 会費を納入した会員には、会員証を交付する。

(会費の用途)

第5条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人松戸市シルバー人材センター会費規約は廃止する。

別 表

種 別	会 費 額
個人会員（年額一口）	1, 5 0 0 円
法人会員（年額一口）	3, 0 0 0 円